

# 日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更に伴う 業務規程等の一部改正について

2015年4月9日  
株式会社大阪取引所

## I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年5月25日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更（Weekly オプションの導入）等に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

## II. 改正概要

### 1. 日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更

#### (1) 限月取引及びその数

- 各週の金曜日（第二金曜日を除き、休業日に当たるときは順次繰り上げます。）の前営業日を取引最終日とする限月取引（以下「週次設定限月取引」といいます。）とし、直近の4週次設定限月取引とします。
- 週次設定限月取引の導入に伴い、第二金曜日の前営業日を取引最終日とする限月取引について「通常限月取引」とします。

#### (2) 権利行使価格及びその数

##### a 新規設定

- 取引開始日の前日における最終の日経平均株価の数値に最も近接する125円の整数倍の数値及び当該数値に近接する上下各8種類の125円の整数倍の数値とします。

##### b 追加設定

- 前営業日の最終の日経平均株価の数値に最も近接する権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格が、それぞれ125円刻みで連続する8種類となるまで設定することとします。

#### (3) 取引手数料

- 1取引単位につき、40円とします。

（備考）

・業務規程第15条第1項

・業務規程第15条第2項第1号b

・業務規程第16条第2項第1号b等

・業務規程第16条第3項第1号b等

・取引参加者料金等に関する規則別表1

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行うものとします。

**III. 施行日**

- ・ 2015年5月25日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以上